

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月3日

香川県立善通寺支援学校長 秋山 秀樹

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県立善通寺支援学校給食調理業務（弁当方式）

(2) 業務の概要及び要求仕様

概要：食材の購入、調理及び弁当箱詰（年間189日程度、1日132食程度、うちペースト食5食程度）、配送・回収、残菜等処理、配送車等整備

要求仕様：入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

香川県立善通寺支援学校 香川県善通寺市仙遊町二丁目1番2号

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月23日15時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：zentsujishien@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年3月3日から令和8年3月9日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く8時30分～16時）

郵便番号 765-0001

香川県善通寺市仙遊町二丁目1番2号

香川県立善通寺支援学校 事務室

電話番号 0877-62-7631

FAX番号 0877-62-3984

なお、かがわ電子入札システムにおいても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月10日15時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。(FAX可。ただし、FAXした旨を電話にて連絡すること。)

回答は、令和8年3月11日15時までに下記入札の参加資格9(5)に示すペースト食の見本を提出した者全てに対してFAXで行う。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月23日 15時

(2) 開札の日時

令和8年3月24日 10時

(3) 開札の場所

香川県立善通寺支援学校(電子入札システム)

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否 否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月12日15時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月17日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者

- (5) 入札公告4の期間中に、ペースト食の見本（給食1食分）を学校側へ提出すること。児童生徒になじまないペースト状態の場合は、委託者の希望するペースト状態に改善し、期間内に再度見本を提出すること。なお、提出前には事前に電話連絡を入れること。
- (6) 本公告に示した委託業務を実施するに当たって、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添、最終改正：平成29年6月16日生食発0616第1号）中の、施設設備に関する規定に適合する調理場を有すること。
- (7) 本公告に示した委託業務を、当該委託業務と種類をほぼ同じくする業務実績調書により、入札説明書及び仕様書で指定する内容どおり確実に実施することができることを証明した者であること。
- (8) 仕様書に示す、本公告に示した委託業務に係る実施計画書を提出した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)、(7)、(8)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月12日15時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。9の(5)については、指定期間内に現物を提出し、確認を受けること。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月17日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならな

い。

16 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。なお詳細は、入札説明書及び仕様書による。また、児童生徒になじむペースト食の見本（給食1食分）を学校側へ提出することは、入札者の参加資格でもあるので、期間内に提出の上、学校の承諾を得ること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 入札手続きに係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。
- (5) この入札に関する問い合わせ先及び契約事務担当は4に記載の場所等と同様である。